

大阪狭山市監査委員告示第 7 号

地方自治法第199条第14項の規定により監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年(2024年)3月25日

大阪狭山市監査委員

北井末廣

中野学

- 1 通知を行った者
大阪狭山市長 古川照人
- 2 通知を受けた日
令和6年(2024年)3月12日
- 3 監査結果に関する報告
令和6年2月26日付け大狭監第2045号 財政援助団体等監査の結果報告
- 4 監査対象団体
特定非営利活動法人 南中学校区円卓会議
- 5 指摘事項等に対する措置状況
別紙(写)のとおり



大 狭 法 第 5 2 号
令和 6 年 (2024 年) 3 月 1 2 日

大阪狭山市監査委員

北 井 末 廣 様

中 野 学 様

大阪狭山市長 古 川 照



財政援助団体等監査の結果に基づく措置の状況について (通知)

令和 6 年 2 月 2 6 日 付 大 狭 監 第 2 0 4 5 号 による 監 査 の 結 果 に 基 づ き、 下 記 の と お り 措 置 を 講 じ た の で、 地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 1 4 項 の 規 定 に よ り 通 知 し ま す。

記

・ 監査指摘事項等に対する措置状況

【公民連携・協働推進グループ】

監査の結果を受け、特定非営利活動法人南中学校円卓会議から、次のとおり改善措置を行う旨の報告がありました。今後も引き続き、適切な手続のもと事業が行われているか確認のうえ、交付金及び補助金の執行を行います。

- (1) ご指摘のありました備品の取得の件につきましては、見積合わせを行わず、インターネットで市場価格の確認を行い、適正な価格であることを確認したうえで購入していたものです。今後は、特定非営利活動法人南中学校区円卓会議会計規程第 1 4 条の規定に基づき、原則事前に見積合わせを行うよう、適切な手続を行います。
- (2) 備品台帳の記帳誤りににつきましては、指摘のあった内容を訂正するとともに、今後は、書類を作成する際にダブルチェックを行うなど、適正な処理に努めます。